

## 中野区介護サービス事業所連絡会運営委員会傍聴規程

平成 30 年 7 月 18 日決定

(目的)

第 1 条 この規程は、中野区介護サービス事業所連絡会運営委員会の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴人の数は、10 人をもって限度とする。

ただし、運営委員会が認めた場合は、10 人を超えることができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 3 条 傍聴人が、運営委員会を傍聴するときは、事前に事務局に届け出をしなければならない。

傍聴に際しては、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(ア)運営委員会における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(イ)騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(ウ)みだりに席を離れないこと。

(エ)前各号に定めるもののほか運営委員会の秩序を乱し、または議事の妨害をしないこと。

(違反者に対する措置)

第 4 条 傍聴人が、この規程に違反したときは、司会はこれを静止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の傍聴に関し、必要な事項は、運営委員会が決める。